

公益財団法人山梨県スポーツ協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の定款

第14条及び第26条の規定に基づき、本協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、常勤役員が行う職務執行の対価として支給する月額報酬と、監事が行う職務執行の対価として支給することができる日額報酬をいう。

(報酬の決定基準)

第4条 常勤役員の月額報酬は、400,000円以内とする。

2 月額報酬の積算については、公益財団法人山梨県スポーツ協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用し、会長が決定するものとする。

3 監事の日額報酬は、40,000円以内とする。

4 日額報酬の積算については、山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和38年山梨県条例第8号）を準用し、会長が決定するものとする。

(手当)

第5条 常勤役員には、前条に規定する報酬のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額及び支給方法については、職員給与規程を準用する。

3 第1項の期末手当の額及び支給方法については、山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和27年山梨県条例第49号）の規定を準用する。

(報酬等の支給と控除)

第6条 常勤役員の報酬等（月額報酬及び通勤手当をいう。以下同じ）は、その月の月額金額を、毎月16日に支給することとし、監事の報酬は、その月の日額の合算額を、翌月16日に支給する。

ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程を準用し支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

(端数処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第9条 役員等が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、公益財団法人山梨県スポーツ協会旅費規程を準用する。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

なお、財団法人山梨県体育協会役員報酬規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第4条第3項及び第4項及び第6条の規定については、この定めを有効とする旨の定款が変更された施行日からとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する